

# 鳥取市の野鳥糞便での高病原性鳥インフルエンザ 感染確認に係る庁内連絡会議

日時：令和5年11月21日（火）  
午後4時30分～

場所：災害対策本部室（第2庁舎3階）

出席：知事、  
鳥インフルエンザ対策チーム  
（副知事、農林水産部、生活環境部）  
危機管理部、鳥取大学

# 会議内容

- 1 国内における鳥インフルエンザ検出状況
- 2 鳥取市気高町日光における検出事例概要
- 3 野鳥サーベイランス
- 4 野鳥重点監視区域
- 5 鳥取県の対応(家きん)
- 6 県民への情報提供等

# 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

【国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況】令和5年11月21日現在

- ▲ 野鳥での確認
- 家きんでの発生
- ◆ 飼養鳥(家きん以外)での発生

北海道  
10/11 [1]美唄市 ハシブトガラス  
10/25 [2]釧路市 ノスリ  
11/01 [3]釧路市 オオハクチョウ  
11/01 [6]別海町 タンチョウ  
11/08 [7]厚岸町 オオハクチョウ  
[11]標津町 タンチョウ  
[13]別海町 ハクチョウ

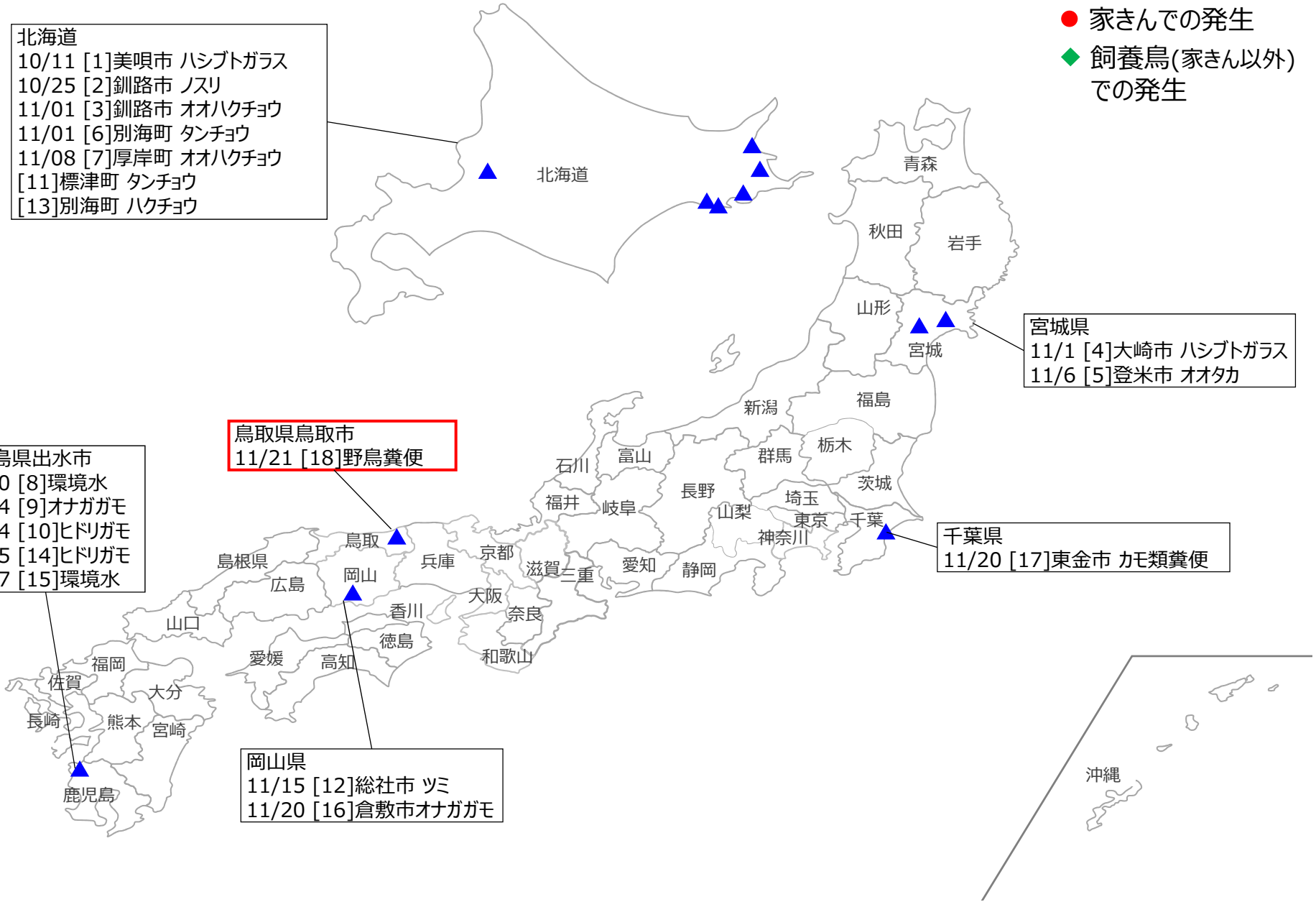
宮城県  
11/1 [4]大崎市 ハシブトガラス  
11/6 [5]登米市 オオタカ

千葉県  
11/20 [17]東金市 カモ類糞便

鳥取県鳥取市  
11/21 [18]野鳥糞便

鹿児島県出水市  
11/10 [8]環境水  
11/14 [9]オナガガモ  
11/14 [10]ヒドリガモ  
11/15 [14]ヒドリガモ  
11/17 [15]環境水

岡山県  
11/15 [12]総社市 ツミ  
11/20 [16]倉敷市オナガガモ



# 鳥取市気高町日光における検出事例概要

○11月9日に鳥取大学が、鳥取市気高町日光で採取した野鳥糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)陽性

## 1 野鳥糞便の採取地点

鳥取市気高町の日光池



## 2 経緯

11月 9日(木) 鳥取大学が野鳥糞便11検体を採取

11月21日(火) 鳥取大学が検査を実施した結果、

糞便1検体から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)の陽性を確認

# 野鳥サーベイランス

県内での野鳥からの発生を受け、

○環境省が、採取地点の周辺10kmを野鳥監視重点区域に指定  
(11/9から28日間)

⇒本日から区域内(22カ所)を毎日監視

○野鳥サーベイランスを強化

⇒重点区域外(48カ所)を週3回監視

糞便等調査の調査地点に2カ所追加

(野鳥の飛来数が多く養鶏場に近い地点)

## 【野鳥サーベイランス】

### 1 野鳥監視

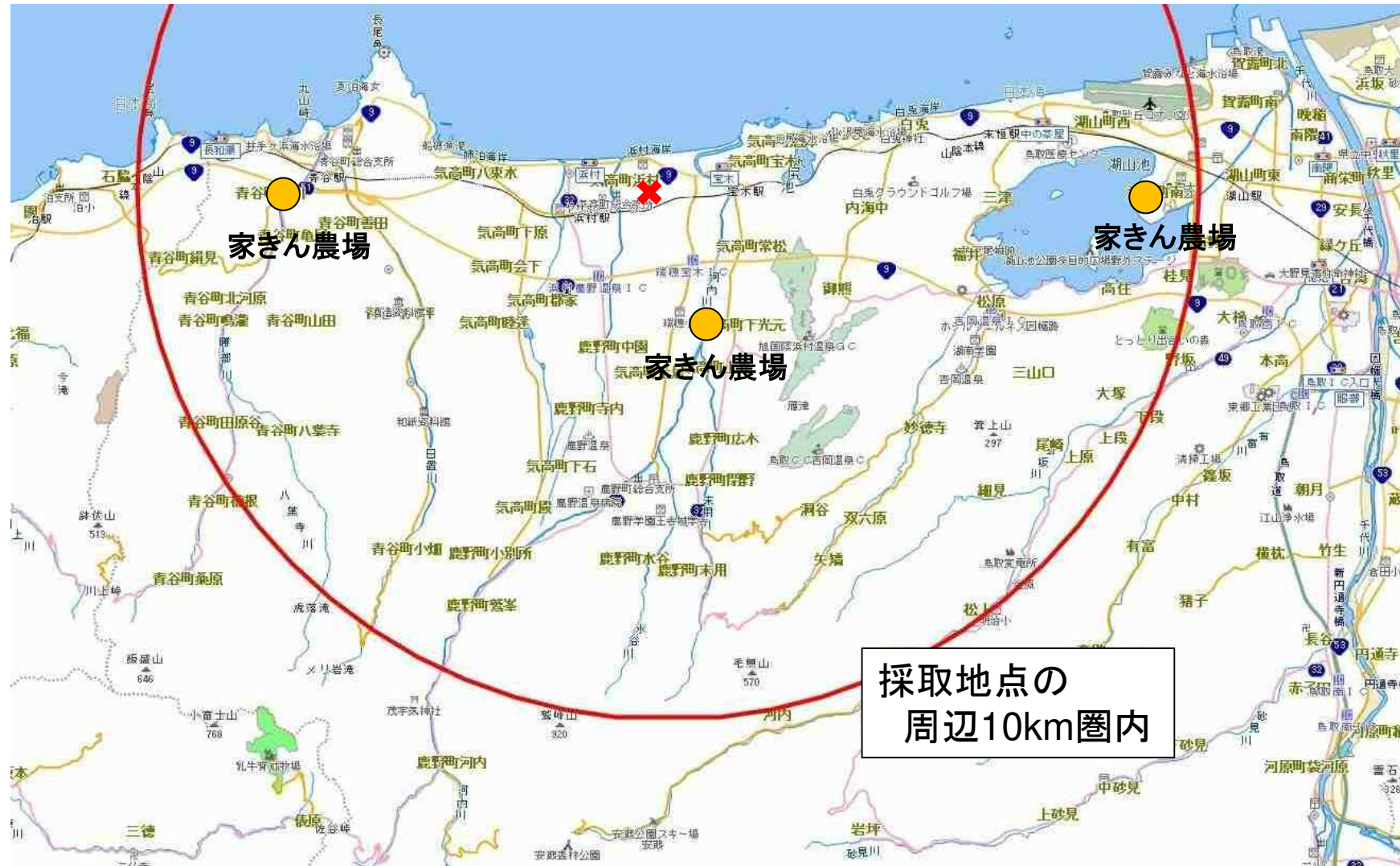
- ・渡り鳥が集まる河川、湖沼等70カ所において、飛来が多いカモ類を中心に種類・個体数を確認し、死亡等の異常の有無を監視

### 2 糞便・環境水調査

- ・鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、湖沼等で野鳥の糞便・環境水を調査

野鳥監視	70カ所 週2回	強化	70カ所 毎日(重点区域内) 週3回(重点区域外)
糞便等調査	隔週		毎週
	4カ所 日光地区、湖山池 米子水鳥公園 東郷池		6カ所 日光地区、湖山池 米子水鳥公園 東郷池 天神川、佐陀川

# 野鳥監視重点区域





# 鳥取県の対応(家きん)

- 1 確認地点の10km以内の3農場について、本日家畜保健衛生所が立入検査を実施し異常は認められなかった。
- 2 それ以外の75農場に確認情報の周知と電話で聞き取りを行い、異状は認められなかった(11/21)
- 3 全農場に発生防止対策を取りまとめたチラシを配布して、発生予防について再度周知徹底。シーズン中は毎月農家が飼養衛生管理基準の遵守状況を点検し家畜保健所が巡回確認。
- 4 農場に消石灰約1,600袋を配布し消毒を徹底。
- 5 野鳥飛来対策として、鶏舎に近接(300m以内)するため池の管理者に水抜き等の協力を依頼し、6か所で対応済。そのほか、水辺に近い農場について野鳥侵入防止対策を重点指導。
- 6 発生に備え、自衛隊と防疫作業への対応について調整(10/19)
- 7 殺処分の手順など発生時の対応についての訓練を予定。



# 県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応

○県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供



お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

## 高病原性鳥インフルエンザへの対応

### 県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されています。

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。  
※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染することはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

### 鳥インフルエンザに関する情報について

- ➡ [家きんの情報はこちら](#)
- ➡ [野鳥の情報はこちら](#)
- ➡ [愛玩鳥の情報はこちら](#)

お気に入りページ

漂着したアザラシやオットセイなど海獣類にご注意

漂着したアザラシ等の海獣類にご注意ください

海外において、アザラシやオットセイなどの海獣類が高病原性鳥インフルエンザに感染し死亡する事例が確認されています。

濃密な接触など特殊な場合を除き、通常では人に感染することはないとされていますが、海岸等で海獣類を発見されても、直接触れないようにしてください。

[高病原性鳥インフルエンザへの対応（とりネット内リンク）](#)

漂着したアザラシ等を発見した場合の連絡先

海岸に漂着した海獣類を発見した場合の連絡先

鳥取県土整備事務所 維持管理課  
電話：0857-20-3604、3605 ファクシミリ：0857-20-3598

中部総合事務所 県土整備局 維持管理課  
電話：0858-23-3216、3217 ファクシミリ：0858-22-0013

西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課  
電話：0859-31-9711、9712 ファクシミリ：0859-33-4110

※平日夜間、土日祝日は県災害情報ダイヤル（電話：0857-26-8100）までご連絡ください。



# 対応窓口 (24時間対応しています。)

## ■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877 ( // )
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3149 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

## ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 ( // )
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 ( // )

## ■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

## ■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 ( // )
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 ( // )

## ■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

## 県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
  - 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
    - ・野鳥を素手で触らないでください。
    - ・野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
    - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。
- ※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。